平成2８年度第２回大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会

精神障がい者地域移行推進ワーキンググループ議事概要

日　時：平成28年9月１３日（火）午後２時～

場　所：大阪赤十字会館4階　402会議室

出席委員：北野委員、河野委員、辻井委員（ＷＧ長）、正岡委員〔五十音順〕

　　　　　北内オブザーバー

【議題１】「大阪府長期入院精神障がい者地域移行総合的推進体制について　最終報告書（案）について

* 事務局説明
* 委員意見等
* 地域移行支援ホームは推進すべきではない。退院前の生活体験についてどのように確保するか、そして病院外のグループホームに移行できるかということを考えることが必要。「本来取り組むべき地域移行の推進施策」という言葉に今後の方向が集約されている。
* 地域移行支援という国の制度に沿って考えたときにこのような問題があるという今回の報告書のまとめ方は必要。しかし、制度を利用せずとも、体制整備コーディネーターを各自治体に配置し活動できるようになれば、もっと柔軟に対象者に合わせた動きができる。
* 相談支援に課せられる役割はどんどん膨らんできている。しかし、わずかのお金しかつかない。本来は、府と市が役割分担を明確にし、地域体制整備コーディネーターの役割は地域の相談支援がしっかりとやるべきことだと思う。
* 地域体制整備コーディネーターの役割を担える人材は、相談支援事業所における中核の人材。事業所がそのような人材を割けるのかどうか。制度の裏付けがないとそこに人は定着しないし、高度な仕事をしてもらおうと思えばそれなりの報酬が必要。
* 個別給付の期間について6か月では短い。医療観察法の入院では18か月で一つの区切り。医療観察法ほど手厚いプログラムがない中で、長期入院精神障がい者の地域移行も年単位の期間が必要ではないかと感じる。
* 報告書案7ページ冒頭の「29年度から3年間は集中取り組み期間とし1年

以上寛解・院内寛解患者の完全解消を目指すべき」という部分は今回の報告書の象徴的なところであり強調したい。

【議題2】その他

○事務局から

今回の報告書については、10月7日に開催される地域支援推進部会で審議していただく予定。部会で承認された後、正式な報告書として、市町村をはじめとする関係機関への周知を図っていく。　　⇒了